

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託（単価契約）

委 託 仕 様 書

1 委託名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託（単価契約）

2 契約の目的

豊田市では、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受入れにより、「豊田市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」（以下「本事業」という。）を実施している。

本業務は、受託者独自のネットワークやノウハウを活用することにより、本社が市外に所在する企業に対して地方創生に係る本事業を周知することで、企業版ふるさと納税による寄附を獲得し、積極的な財源確保を目指すものである。

3 契約期間

- （1）契約締結の日の翌日から令和6年3月31日までとする。
- （2）本業務の履行結果が優良な場合は、令和6年度まで「企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託（単価契約）」を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約（契約は単年度毎に締結し、随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合があります。）を締結することがある。ただし、豊田市議会において当該予算が可決されなかった場合はこの限りではない。

4 定義

本業務において用いる用語は、次のとおりとする。

- （1）「寄附」とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。
- （2）「対象プロジェクト」とは、委託者の実施する「豊田市まち・ひと・しごと創生推進計画」に位置付けられる事業をいう。
- （3）「働きかけ候補企業リスト」とは、対象プロジェクトへの寄附を働きかける予定の企業（以下「候補企業」という。）をリストアップしたものをいう。
- （4）「寄附見込企業」とは、働きかけ候補企業リストに記載され、受託者からの働きかけを受けた結果として、対象プロジェクトに対し寄附を行う意思を持つ候補企業をいう。

5 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

（1）働きかけ候補企業リストの作成

受託者は、本業務における候補企業をリストアップしたものを事前に委託者へ提出する。なお、委託者は、リストに記載された候補企業のうち、下記ア～カの基準に該当するものについて事前に除外を指示することができるものとする。

- ア 本契約の締結前から委託者と関わりがあり、寄附が見込まれる企業
- イ 委託者から寄附獲得に向けた働きかけを既に予定、検討している企業
- ウ 本業務の他の受託者から既に本市のための働きかけが実施されている企業
- エ 本業務の他の受託者の「働きかけ候補企業リスト」に記載されている企業
- オ 愛知県内（特に西三河地域）に本店等が所在する企業及びその関連企業
- カ その他本業務の実施に当たって支障となる可能性がある企業

(2) 候補企業への働きかけ

候補企業に対し、対象プロジェクトのPR、企業版ふるさと納税の制度説明等を十分に実施した上で、寄附の働きかけを行う。候補企業が寄附の意向を示した場合は、委託者へマッチング情報（寄附企業の情報や寄附予定時期等）について報告し、寄附受入れの可否を確認する。

(3) 寄附見込企業へのフォローアップ

寄附見込企業に対し、寄附に必要な手続を案内し、寄附実現に向けた相談対応や本市との良好な関係構築に向けた対応等を行う。

6 委託料等

- (1) 本業務は成果報酬型とし、委託料は、本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税による寄附金額に契約単価（税込み）を乗じた額とする。
- (2) 本業務では、「委託者が寄附金を領収した事実」を持って成果とする。
- (3) 委託料の支払整理日は毎月末とし、毎回の支払額は、各支払整理日までの委託料の総和とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (4) 受託者は、委託者へ1月分の成果を報告し、企業からの寄附入金実績について突合を依頼するものとする。委託者は突合結果を遅滞なく受託者へ報告し、受託者は報告に基づき速やかに請求を行うものとする。ただし、寄附入金実績の突合の結果、現計予算を超える支払が判明した場合には、補正予算等による予算措置後に委託料を支払うこととし、遅延損害金の算定対象外とする。
- (5) 委託料は、寄附の意向を示す書面（別紙「寄附申出書」）に、紹介者として記載された受託者1者に対してのみ支払うものとし、「働きかけ候補企業リスト」に記載の無い企業からの寄附や、紹介者の記載に不備があるもの（紹介者が複数記載されている場合、紹介者の記載が無い場合等）は、本業務を通じて行われた寄附として取り扱わないものとする。
- (6) 仕様書の「5 業務内容」に記載されている企業へのプロモーション経費等、企業への働きかけに係る費用は、委託契約金額に含まれるものとする。
- (7) 委託料は、「3 契約期間」に定める単年度の契約期間内に、委託者が「寄附金を領収」した場合のみを支払の対象とする。

7 想定寄附額（予定数量）

22,000,000円

※予定数量であるため、増減を伴う。

※本業務を複数の受託者が実施する場合は、上記想定額は全受託者の合計となる。

8 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議の上、これを決定する。

9 留意事項

- (1) 本業務委託の実施に当たっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みや留意事項（寄附企業への経済的利益供与の禁止等）を熟知した上で実施し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務委託の実施に当たり計画に変更が生じた場合又は本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議を行い、事前に委託者の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、企業への働きかけの結果により、寄附見込み額が想定寄附額を超過する可能性がある場合は、速やかに委託者へ報告すること。
- (4) その他事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。
- (5) 受託者は、企業への働きかけのために使用する資料等については、事前に委託者へ情報提供すること。また、受託者が本業務のために作成する資料等については、その内容についてあらかじめ委託者の了承を得ること。

10 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、当該業務の全部又はこの仕様書に定める「主たる部分」を第三者に再委託することはできない。
- (2) 当該業務における「主たる部分」とは、「5 業務内容（2）候補企業への働きかけ」における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。
- (3) 受託者は、当該業務の付随的・補助的業務に当たらない簡易な業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としない。
- (4) 上記（2）及び（3）に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

別紙

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附申出書

年 月 日

豊田市長 殿

住 所
商号又は名称
法人番号
代表者名

貴市が実施する予定であるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、次のとおり寄附することを申し出ます。

1 寄附を希望する事業及び寄附申出額

寄附を希望する事業名	寄附申出額（円）

2 企業名と寄附金額の公表について

- 希望する ※いずれかに○
(企業名と寄附金額 ・ 企業名のみ ・ 寄附金額のみ)
- 希望しない

3 豊田市ホームページへの掲載について

- 希望する → 裏面を記入してください。
- 希望しない

4 御連絡先等

部署名	
御担当者名	
書類送付先	
電話番号	
Email	
紹介者名	

(裏面あり)

豊田市ホームページへの掲載事項について

<p>会社概要 (200 字程度)</p> <p><input type="checkbox"/>掲載する <input type="checkbox"/>掲載しない</p>	
<p>メッセージ (200 字程度)</p> <p><input type="checkbox"/>掲載する <input type="checkbox"/>掲載しない</p>	
<p>企業ロゴ</p> <p><input type="checkbox"/>掲載する <input type="checkbox"/>掲載しない</p>	<p>掲載希望の企業ロゴのデータを別途御提供ください。</p>

※寄附金額についてはホームページに掲載しません。